

事業者（業種）	問題とした 主な不当条項	成果・経過等（2018年7月31日現在）
---------	-----------------	----------------------

訴訟提起を行なっている事案

(株)NTTドコモ (電気通信事業) 【継続中】	「Xi サービス」及び「FOMA サービス」（請求書発行に関する料金支払い義務について）に関する契約約款の変更規程	2017年1月25日 差止請求訴訟提起（東京地裁） 請求書発行に関する料金支払い義務についての約款変更：携帯電話契約の請求書の発行手数料が有料に変更されたことは、約款変更権の限界を逸脱している。 2018年4月19日判決＝原告の請求を棄却 ⇒判決を不服とし、2018年4月27日控訴 ⇒第1回期日：2018年7月18日
(有)台企画 (結婚相談所) 【終了】	一部免責条項、クーリング・オフ期間の始期、中途解約する場合の損害賠償額など	2018年1月29日 差止請求訴訟提起（さいたま地裁） 1、クーリング・オフの期間の起算日を「入会申込身上書記入日」とする条項は「書面を受領した日から起算して8日」とする規定に反している 2、中途解約の場合の損害賠償額の予定又は違約金の定めは過大な負担を消費者に課すものである ⇒第2回期日（2018/5/18）にて、和解が成立。
(株)ディー・エヌ・エー (インターネットゲーム) 【継続中】	利用規約における免責条項、不返還条項など	2018年7月9日 差止請求訴訟提起（さいたま地裁） 利用規約中の「一切責任を負わない」「一切返金しない」などの条項は、事業者が故意過失がある場合を除外せずに事業者が責任を全面的に負わない旨の規定となっており、消費者契約法8条に抵触する ⇒第1回期日：2018年9月26日

書面による事前の差止請求（41条書面の送付）を行った事案

(株)アプラス (Tカード) 【終了】	Tカードの支払方法変更に関する規約の不利益変更	2017年2月「差止請求書」 同年3月「回答書」 従前の規約では「元利定額返済リボルビング払い」とされていた箇所を「元利定額返済残高スライドリボルビング払い」に変更し、その場合の最低支払額を毎月3千円とした変更について ⇒2017年6月面談を実施、申し出があれば従前の支払方法に戻しているなどの説明を受け、継続した会員への周知や対応が確認できたことから申入れ活動を終了した。
(株)ピーシーデポ コーポレーション (パソコン販売・修理・買取事業)【終了】	スマートフォンのサポートサービス契約における解約金条項	2016年3月「差止請求書」 同年4月「回答書」 ⇒その後数度にわたる面談を実施、解約金が0円のプラン、スマートサポートプラン改定などの説明を受け、プランの改善がなされたと判断、申入れ活動を終了した。

(有)ワイズエステート (賃貸管理) 【終了】	賃借物件内に残置された賃借人の所有物の処理及びその費用を賃借人へ請求できるとした条項	2017年10月「差止請求書」 同年同月「回答書」 ⇒変更事項の対象者を、現在使用している賃貸借契約書にて締結しているすべての賃借人とすることなどが確認できたため、申入れ活動を終了した。
トソーコンストラクション (外装塗装) 【継続中】	クーリング・オフ条項、キャンセル条項	2018年1月「差止請求書」 契約書のクーリング・オフや違約金に関する条項について、見直しをおこなう旨の内容の回答後も、変更された契約書の送付がないため、差止請求を行った。

現在までに申入れを行った事案

※なくす会では、2015年10月以降に新たに申入れをした事業者より、事業者名を公表しています

大学学生寮 【終了】 ※2012年9月より継続中	故意過失がない汚損等の場合でも損害賠償責任を負担させる条項、退去後の残置物処分、解約時の違約金に関する条項等	2017年5月、現時点で使用している契約書、同年11月、新入館契約書を受領 ⇒退去後の残置物の処分の規定は当会からの申入れに応じて修正された（解約に伴う違約金の定めについては引き続き検討を希望）ため、申入れ活動を終了した
インターネットチケット売買サイト 【終了】	チケット売買に関する利用規約の、キャンセル料、免責条項など	2016年12月「申入れ」 2017年8月「再申入れ」 同年11月「修正完了との連絡」 ⇒2017年11月、取引成立後のキャンセル条項の改善が確認できたため、申入れ活動を終了
(株)モイスト (健康食品販売) 【終了】	Web上の注文フォームにおける、複数回購入が条件であるなどの不記載	2016年10月「申入れ」 2017年5月「再申入れ」 同年6月「回答」 「今ならなんと30日分が実質、無料！！送料相当500円のみご負担ください」は、4回購入が条件の1回目の料金であること、2回目以降は3960円であることのお知らせがわかりやすい表示。注文フォームで4回の総額を正確に理解できない表示の使用停止又は修正を求めた。 ⇒該当URL上の表記の改善が確認できたため、申入れ活動を終了した。
(株)豆腐の盛田屋 【終了】	新聞の広告表示の「半額特価3,564円」「本日半額」の記載	2017年8月「申入れ」 同年9月「回答」 Web上では半額で購入できるにも関わらず本日のみ半額であるかのような表示は、景表法の有利誤認表示にあたる ⇒上記表示が現在使用していない旨の回答のため、申入れ活動を終了した。
AIG 損害保険(株) (障害者総合補償制度) 【終了】	障害の程度を問わずに加入できるとするパンフレットの表示	2017年12月「申入れ」 2018年1月「回答」 心身障害者を対象とする個人賠償責任特約付心身障害者総合保険の一部表示は景品表示法の優良誤認表示 ⇒2019年度のパンフレットより表示を変更する旨の回答のため、申入れ活動を終了した。

(株)エムアンドエム 【継続中】	ホームページにおける効果を誇張する優良誤認表示、定期購入であることの不記載	2018年1月「申入れ」 同年3月、7月「回答」 どんなヒゲでも薄くなると思わせる優良誤認表示、初回980円と強調し、2回目以降の価格や最低必要な継続回数の不記載の改善、確認画面における条件表示、総額表示の記載を要望。
(株)トゥエンティフォーセブン 【継続中】	ホームページのジム・英会話教室について、全額返金保証に関する表示、免責条項	2018年1月「申入れ」 同年2月「回答」 ジム・英会話教室とも、ホームページの全額返金保証に関する表示が有利誤認表示に抵触、ホームページの「掲載内容の変更・更新により生じた損害について責任を負わない」とする記載の改善を要望。
(株)アメニティ 【終了】	アメニティ用品申込書兼同意書の、申込みを強制するような条項、患者の選択権を拘束する条項	2018年1月「申入れ」 同年1月「回答」 入院時に使用するアメニティ用品のレンタルサービスについて、選択できることをわかりやすく明記することを要望。改善が確認できたため、申入れ活動を終了した。

現在までに問合せを行った主な事案

携帯電話事業者 【終了】	解約月の料金計算が変更されたことについて相談が寄せられた。包括的約款変更規約の考え方について。
インターネットゲーム 【終了】	事業者の責任を無条件に免除する規定について。
健康食品 A	特価で購入できるように表示されているが、4回の定期購入が条件となっているため消費者の負担総額を誤認させるおそれが強いこと、また販売価格が消費者に分かりやすく明示されていないことについて。
葬儀社	広告中の互助会解約代行支援と手数料に関すること、葬儀費用の割引に関する表示について。
病院【終了】	入院時に使用するアメニティ用品のレンタルサービスについて、選択できるとしながら強制的な加入がおこなわれているとの情報から、サービス利用について。
業界紹介サイト	利用者規約において、一切の損害賠償責任を負わないとする規定、利用した際に利用者規約に同意したとみなす規定、Web サイトへの掲載基準などについて。
健康食品 B 【終了】	新聞折込み広告の「・・・に効く」との表示を見て資料請求の電話したところ、アドバイザーの訪問を勧められ、断りきれずに了承。長時間にわたる勧誘で断りきれずに購入した。使用してみると体調不良との情報。広告内容について問合せ。
旅行資金積立	旅行積立をしているが、高齢になり利用できないので解約し、現金での返金を求めたができないと言われたとの情報。解除の制限、返金の制限規定について。
宅配レンタル 【終了】	ホームページ上の支払方法の表示において、システムエラーが存在することについて。
宅配クリーニング	事業者の故意・重過失による債務不履行あるいは不法行為によって消費者に生じた損害が生じた場合に、その賠償責任の一部を免除する条項について。